

一般社団法人日本データベース学会電子広報編集委員会規程

2021年4月1日制定

(目的)

第1条 一般社団法人日本データベース学会（以下、本学会という）電子広報編集委員会（以下、本委員会という）は、本学会に関連する電子広報業務の円滑な運営を行うために必要な課題解決および定期的な電子広報業務の遂行を持って、本学会の会員に寄与することを目的とする。

(組織・構成)

第2条 本委員会の構成は次の通りとする。

委員長：理事会が指名

幹事会：委員長，電子広報編集担当理事，および委員長が必要と認めた学会会員

委員： 幹事会が必要と認めた学会会員

(職務)

第3条 委員長は必要に応じて幹事会，または，委員会を開催し，審議内容，企画案等を理事会に報告，上申する。

(経費)

第4条 本委員会の経費は，本学会の経費として計上する。

(改廃)

第5条 本規定の改廃は，理事会の決議により行う。

附 則

1. 本規程は，2021年4月1日から施行する。

以上